

事業事前評価表

2025年7月2日
国際協力機構ガバナンス・平和構築部
平和構築室

1. 案件名（国名）

国名：トルコ共和国（トルコ）

案件名：

（和名）若者のための心理社会的支援及びレジリエンス強化プロジェクト

（英名）The Project for Psychosocial Support and Disaster Resilience for Youth

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における若者・難民層の精神保健・心理社会的支援（Mental Health and Psychosocial Support (MHPSS)）の現状・課題及び本事業の位置付け

トルコでは2023年2月6日、2度にわたり南東部のカフラマンマラシュ県を震源とした地震が発生し（それぞれマグニチュード7.7、7.6）、さらに同月20日にも南東部のハタイ県を震源地としたマグニチュード6.4の地震が発生した。これらの地震は、シリア難民が多く暮らす南部・南東部地域を中心に5万人以上が犠牲となる甚大な被害をもたらし、¹28万棟が倒壊もしくは全壊、71万棟が深刻な被害を受けた。地震から2年が経過した2025年2月時点でも、67万人が仮設住宅での生活を余儀なくされている²。2025年2月に発行されたSituation Report³では、トルコの被災地域の多くの若者たちが、地震から2年が経過した現在も孤独、ストレス、抑うつに直面し、教育の中断や社会的支援ネットワークの脆弱さにより、危険な行動の傾向が強まっていること、さらに、プライベートな空間、勉強場所、心理社会的支援、若者に優しいスペースやサービスの不足が、こうした問題をさらに深刻化させていることが述べられている。

また、トルコは2011年のシリア内戦の影響により世界有数の難民受け入れ国となっており、一時的保護下にあるシリア人は280万人に及んでいる⁴。トルコ政府の難民政策は、居住期間が長期化している中で、トルコ政府の受け入れにかかる財政的な負担増や受け入れコミュニティと難民との間の融和、正規労働市場や社会サービスへのアクセス等、より長期的な課題が蓄積していること、さらに近年の国内経済の悪化に伴い、寛容な難民受け入れ支援から避難民の自発的帰還支援へとシフトしつつあるが、シリア難民に対し継続して

¹ トルコでの死者数は53,537人（少なくとも6,800人のシリア難民を含む）、Turkey Earthquake Operational Update #5 IFRC MDRTR004ou5 (1).pdf, Daily Sabah (2024年2月2日発行)

² Türkiye Today, 2025 670K people still in container homes, 2 years after February 6 earthquake in Türkiye - Türkiye Today

³ UNFPA, 2025 UNFPA Situation Report: Türkiye Earthquakes - 2 years on [EN/TR] - Türkiye | ReliefWeb

⁴ 2025年3月現在。TEMPORARY PROTECTION (goc.gov.tr)

生活困窮者に対する公共サービス提供など様々な支援を行っている。WHO（世界保健機関）によれば、直近 10 年で戦争や紛争を経験した人の 5 人に 1 人がうつ、不安、心的外傷後ストレス障害、双極性障害、統合失調症の症状を有するとされており⁵、震災影響以前より、シリア難民は紛争起因の心理社会的課題を抱えていた。トルコにて震災影響を受けたシリア難民へは、それら複合的な状況に留意した心理社会的支援を提供していく必要が生じている。なお、シリアでは 2024 年 12 月にアサド政権が崩壊し、反体制派であったシャーム解放機構（HTS）が主体となり、新たな暫定政府が 2025 年 3 月に発足したが、暫定政府の治安部隊と旧アサド政権を支持する武装集団の間で散発的に衝突が発生するなど、シリア国内の治安状況は依然として不安定であり、今後 1 年以内に一時庇護国から帰国する意向を持つシリア難民は 20% 台にとどまっている⁶。

このように、トルコ国内には、震災の影響を受けた被災地の住民、シリア難民双方に心理社会的課題と地域社会の復興ニーズが存在している。しかしながら、特に若者支援においては、心理社会的支援プログラムの不足や、ユースセンターなどの若者が利用する施設への心理士の組織立った関与や人員配置の不足、若者向けプログラムに関わるサービス提供者の心理社会面の能力不足等の課題が確認されている。そのため、若者の人格的・社会的発達が疎外されないよう、若者向けの心理社会的支援の体制強化やサービスの質向上を図っていくことが必要となっている。

2022 年 4 月（震災前）時点において、難民も含む国内の若者を対象とした多様な活動を実施する青年スポーツ省（以下「青年省」）は、同省や傘下のユースセンターにおける心理社会的支援及び社会的結束強化に係る能力向上を目的とする技術協力プロジェクトの要請を行い、2022 年 4 月に採択された。しかしながら、2023 年 2 月にトルコ南部での大地震の発生を受け、技術協力の目的を「難民を含む被災地域の若者とその関係者を対象とした心理社会的支援に係る能力開発・制度強化」に変更することとなった。震災後のニーズ把握と有効な協力方策の検討を行うため、JICA は 2023 年 7 月より「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」をマラティヤ県・アドゥヤマン県・カフラマンマラシュ県・ハタイ県を対象に実施した。係る調査では、若者の心理社会的課題に対応するためのパイロット活動を実施し、対象県のユースセンターにおける心理社会的支援の要素を組み入れた若者向けプログラム（防災教育）の試作と実証、それを担うユースリーダー及び心理士等の能力強化を行った。その結果、青年省やユースセンターの心理社会的支援体制の強化や、防災教育などの若者向けプログラムへの心理社会的支援の主流化が、若者の精神的・心理社会的な健康の向上のみならず、紛争影響を受けた地域社会の災害レジリエンス向上にも寄与することが確認された。

トルコ第 12 次開発計画（2024-2028）では、若者がライフスキルや経済・社会への積極参加機会等を得て育っていくことを目的の一つとして掲げ、その一環としてユースセンター数の増加や、ユースセンターにおける若者の人格的・社会的発達に寄与するプログラム

⁵ [Mental health in emergencies \(who.int\)](https://www.who.int/mental_health/emergencies)

⁶ UNHCR, 2025 [UNHCR Operational Framework Feb25 Final.pdf](https://www.unhcr.org/operational-framework-feb25-final.pdf)

の数・質の向上、若者や保護者の特性とニーズに合わせた心理社会的カウンセリング等の拡張や専門人材の配置拡大を進めていくこととしており、本事業は係る計画に合致したものである。

なお上述のとおり、2023年7月～2024年9月までの15ヶ月間、技術協力プロジェクトにおける協力アプローチの検証を目的として「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」を実施した。本調査では、被災した若者・子どもの心理社会的状況に関する調査に加え、特に震災被害の大きかったマラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイの4県を対象に、子どものための心理的応急処置:Psychological First Aid for Child (PFA-C) や「I Support My Friends (ISMF)」等に係る心理社会的支援にかかる研修実施、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムの試行及び青年省との合同評価等を実施した。調査結果からは、震災の影響を受けた被災地の住民、及びシリア難民のメンタルヘルスと心理社会的支援のニーズが引き続き存在すること、若者的人格的・社会的発達の観点から若者向けプログラムへのアクセスと質を高めていく必要があること、ユースセンターが若者にとって学びを深め社会と繋がる場所として極めて重要な枠割を果たし得ることを青年省と確認した。また、心理社会的支援に関する研修の普及のための体制づくりや心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムのカリキュラム・教材開発ニーズ、社会的弱者を対象とした効果的アウトリーチ・プログラムの開発といった課題が明らかとなっており、これらについて、本技術協力プロジェクトにおいて取り組みを進めていく。

本事業は、保健システムのレジリエンス強化の観点から、主に被災地の若者の心身の安定と社会参加を支援するものであり、保健分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

（2）MHPSSに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対トルコ共和国国別援助方針（2018年9月）では重点分野として「シリア難民対策への支援」を掲げており、難民と受入コミュニティ双方に資する支援を行うとしている。また、本案件では心理社会的支援を組み込んだ若者向けプログラムの一つとして、防災教育プログラムの開発・普及を行うものであり、重点分野の一つである「経済を支える強靭な社会基盤づくりへの支援」で防災・災害対策のための支援を行うとしている。また、「対トルコ JICA 国別分析ペーパー（2025年3月）」では、「支援を必要とする人々・受入コミュニティへの協力・支援プログラム」において、シリア難民のみならず若者を含めた開発から取り残されがちな人たちへの協力にも積極的に取り組むとしている。本案件は我が国及びJICAの協力方針及び分析に合致する。

また、シリア難民を含む社会的脆弱層の子どもに対し、心理社会的支援を主流化した活動へのアクセス改善を図ることは、「人間の安全保障」や SDGs（ターゲット 3.4：2030年までに、非感染症疾患（NCD）による早期死亡を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する）達成の観点からも、支援する意義がある。平和構築 JICA グローバル・アジェンダにおいても、心理社会的支援が紛争影響地域への支援や紛争

予防のための新たな課題として認識されている。

JICAは2017年に、「狭義の非感染性疾患の中には分類されていないものの、SDGsの中で非感染性疾患とともにその対策の重要性が謳われている」とし、「非感染性疾患（NCDs）執務参考資料」の別添として「精神保健」に特化した執務参考資料を作成している。同文書に記述のとおり、災害多発国である日本が豊富に有する、MHPSS分野の知見と経験は、甚大なストレス状況を経験した震災後の復興や難民への支援にも活用が可能である。

（3）他の援助機関の対応

2023年2月の地震後の難民等への支援及びMHPSSにかかる支援状況

- ・国連児童基金（UNICEF）

2016年に開始した青年省との共同プロジェクト「社会的結束と青少年の参加プロジェクト（Social Cohesion and Youth Participation Project）」は、シリア危機の後、避難を余儀なくされた一時的保護資格の青少年とトルコの青少年との統合を促進し、彼らの社会的適応を確保することを目的として地震後も継続して実施された。同プロジェクトでは、シリア難民の若者が多く居住する25県（アдан、ガジアンテップ、マラティヤ、アドゥヤマン、ハタイ等）を対象として、①青少年の育成と参加（社会統合）、②訓練、③子どもの保護プログラム（心理社会的支援サービス）といった3つの枠組みにおいて青少年へのサービスを実施した。なおUNICEFは2023年2月の地震後には被災地であるガジアンテップ県にユースセンターを設立するなど、難民を含む若者のエンパワーメント活動を継続している。

- ・欧洲連合（EU）

2018年にWHOトルコ事務所の技術援助を通して、保健省と家族社会サービス省を対象にプロジェクトを開始。全国の精神障害のある人々に対する地域ベースの医療サービスの改善、難民とホストコミュニティの両方に医療サービスを提供している従事者向け能力向上研修を実施。他団体等によるMHPSS支援への資金提供等も実施。

- ・ドイツ国際協力公社（GIZ）

2021年から2024年の3年間で「シリア難民およびトルコの受け入れコミュニティの住民に対する精神保健および心理社会的支援（MHPSS）プロジェクト」を実施。保健センターやコミュニティセンターにおける難民やホストコミュニティの住民に対してMHPSSサービスを強化するため、行政やNGOなど関係機関のネットワーク構築を支援。また、心理カウンセリングおよび精神医学カウンセリングに従事するMHPSS専門家および通訳に対するトレーニングも提供。2022年から2025年の3年間で「中東のMHPSS（レバノン、ヨルダン、イラク、トルコ）拡大プロジェクト」も実施中。

- ・トルコ赤新月社

心理社会的支援チームを被災10県に配置し、心理学者とソーシャルワーカーが地震によるトラウマから被災者を支援するため、8カ所に心理社会的支援サービスを提供するためのテントを設置するとともに、移動式子ども向けスペース1台とカウンセリン

グ用キャラバン 1 台を用いて、23 名の PSS 専門家と 10 名の PSS ボランティアが継続的に支援サービスを提供。現在もトルコ国内各地にて心理社会的支援を継続している。

・ セーブ・ザ・チルドレン・トルコ (SC トルコ)

2023 年 2 月の地震発生の直後から、トルコとシリアに緊急支援チームを設置した。トルコでは、シリアとの国境に近いガジアンテッپとハタイに事務所を設置し、以下 4 県 11 地域で支援活動を展開。SC は、シェルター物資配布、水と衛生、食料と生計向上、子どもの保護、教育、現金給付、栄養 の 7 つの支援活動分野で緊急支援を行ってきた。それらすべての活動で精神保健・心理社会的支援 (MHPSS) を実施し、現在もハタイ県などで心理社会的支援の提供を継続している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、トルコ国内の 6 つの対象県において、ユースセンターの心理社会的支援提供に係る能力向上、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムの開発、社会的弱者を対象とした効果的アウトリーチ・プログラムの開発、及びこれら活動を持続的に提供するための仕組みづくりを行うことにより、対象県のユースセンターにおける様々な若年層に対する心理社会的支援を組み込んだ活動モデルの確立を図り、もって全ての若年層⁷に対するユースセンターの活動の質向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

イスタンブール県、イズミル県、ハタイ県、マラティヤ県、アドゥヤマン県、カフランマンマラシュ県

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者： 青年スポーツ省で若者の MHPSS に関わるスタッフ (中央省庁及び地方局心理士、ユースリーダー、サービス・プロバイダー)

最終受益者： ユースセンター や アウトリーチ活動を利用する難民を含む若者及びその保護者・コミュニティ

(4) 総事業費 (日本側) 250 百万円

(5) 事業実施期間 (予定)

2025 年 10 月～2028 年 9 月を予定 (計 36 カ月)

(6) 事業実施体制

実施機関：青年スポーツ省 (The Ministry of Youth and Sports)

同 ユースサービス総局 (General Directorate of Youth Services) 、

同 教育・研究・調整総局 (General Directorate of Education, Research and Coordination)

同 国際機関・外国関係総局 (General Directorate of International Organizations and

⁷ 高校生・大学生の年齢層を想定

Foreign Affairs)

ユースセンターの運営を担うユースサービス総局と心理士が在籍する教育・研究・調整総局、及び組織間調整を担う国際機関・外国関係総局の3局をカウンターパートとして本事業を実施する。

関連機関：家族社会サービス省 (The Ministry of Family and Social Services)

保健省 (The Ministry of Health)

災害危機管理局 (The Disaster and Emergency Management Authority)

各活動の実施にあたっては、心理社会的支援に係る政策を所掌する家族社会サービス省、国家精神保健プログラムの作成、調整、評価を担う保健省、及び防災・災害対応計画と調整を担う災害危機管理局と、関連する活動について連携のうえ取り組みを進める。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣 合計約 60M/M（総括／若年層支援／心理社会的支援／研修／防災教育など）
- ② 研修員受入(MHPSS)（双方での予算配置が可能となった場合）
- ③ 機材供与（科学技術・防災ラボ⁸に配置する防災教育プログラム用の教材など）

2) トルコ側

- ① カウンターパート (C/P) の配置 ((6) に記載のプロジェクト担当者を配置)
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供・便宜供与
 - 専門家の執務環境の整備
 - 事業実施に必要な施設・機材（車両等）に係る維持管理費
 - 事業実施に必要な関係機関との調整・連携
 - モデル活動案に係る経費（コストシェア）
 - 事業活動に必要なデータ、情報

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「防災教育プロジェクト」（2011年～2014年・技術協力）：学校防災教育のマスター教員として育成された学校管理者や教員を、本事業の防災教育プログラムの実施においてリソースパーソンとして活用することが検討し得る。

⁸ ユース・センターの一角に、心理社会的支援を組み込んだ防災協力プログラムを実施するための教材や実験機材等を配置し、難民を含む若年層の学習や交流の場として活用されることを想定。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

UNICEFは、ユースセンターにおける心理社会的支援を展開しており、既述のとおり地震の被災地域でも若者を対象とした技術訓練や社会交流機会の提供を行っている。特に、前述の社会的結束プロジェクトの枠内で、PSEAH 等の子どもの保護に関する研修を実施しており、本事業とは対象層が異なるものの、チャイルドセーフガーディングに関する研修の実施実績を持つ。本事業においてチャイルドセーフガーディングポリシーを各研修に導入するにあたっては、チャイルドセーフガーディングを推進する UNICEF と連携し、既存の研修プログラムを活用することを通じて子どもたちの活動への安全で安心な参加を担保していく。

また SC は、本事業の研修で取り扱う「子どものための心理的応急処置」（PFA-C）を 2013 年に発行した団体であり、PFA の Peer to Peer 手法である「I Support My Friends」の共同制作団体の一つである。SC トルコはこれらの手法に関するリソースパーソンを有しており、本事業に先立ち実施された詳細計画策定調査のパイロット活動においても、SC トルコにフォーカルポイントへの必須事前研修を実施してもらうなど連携を進めてきた。本事業においても、特に PFA/PFA-C 研修の実施において実践的なノウハウを活用することで、研修の質や参加者の理解度が高まることが期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (C)
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業の協力対象として、ユースセンターにおける若者向け活動において、シリア等からの難民の参加推奨や難民キャンプ等へのアウトリーチ活動を行い、難民も含めた若者に対するサービス提供を検討し、震災および難民長期化に伴う特殊な心理社会的ニーズに対応する。長期的な効果として、ユースセンターの活動の質が向上した結果、若年層のうつ、不安、心的外傷後ストレス障害、双極性障害、統合失調症の症状等の心の問題が改善されるといったインパクトが期待される。なお本事業の実施においては、対象地に居住するシリア難民や女性、経済的困難を抱える層や障がいを持つ若者といった脆弱層がユースセンターで実施される各プロジェクト活動の対象から取り残されることのないよう、十分に配慮する。

3) ジェンダー分類：

ジェンダー分類：【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

＜分類理由＞ジェンダーに関する課題として、社会的期待や価値観を背景に、男性や少年が心理社会的支援へアクセスすることにためらいがみられること、また女性や少女については家事労働やケア労働の負担により必要なサービスへのアクセスが困難となっていること、さらに支援者による性的搾取・虐待・ハラスメント（SEAH）含むGBVリスクの高さが挙げられる。これらの課題に対し、成果1で実施する心理社会的支援に係る研修プログラムにProtection from SEAH (PSEAH) 及び子どものセーフガーディングについて組み込み、成果1の指標において、パイロット対象地の全てのユース・リーダーが子どものセーフガーディング及びPSEAHに関する理解を深めることを設定しているため。

（10）その他特記事項

本事業実施に際しては、トルコ共和国安全対策措置及びトルコ事務所から出される行動規範等を遵守するとともに、最新の渡航制限並びに活動対象県の治安情勢を確認し、それに応じた活動計画の策定及び必要な安全対策を講じることとする。

4. 事業の枠組み

（1） 上位目標：心理社会的支援を備えた活動の導入・実践により、全ての若年層に対するユースセンターの活動の質が向上する。

指標及び目標値：

- 1) PFA/PFA-C に係る新人／現任研修が全国レベルで実施される。
- 2) X県及びX箇所のユースセンターにて、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」が実施されている。
- 3) 心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動が実施されたユースセンターでの活動参加者数が増加する（うち、シリア難民等の利用者が増加する）。

（2） プロジェクト目標：対象県のユースセンターにて、様々な若年層に対して心理社会的支援を組み込んだ（レジリエンス向上にも資する）活動のモデルが確立する。

指標及び目標値：

- 1) PFA/PFA-C 研修がユースリーダー向け新任・現任研修に組み込まれる。
- 2) パイロット・ユースセンターの活動に対する若年層や親・コミュニティの満足度の向上。

（3） 成果

成果1：ユースセンターにおける若年層向け活動に関わる人材の心理社会的支援に係る理解・能力が向上する。

成果2：対象県での実証を通じ、若年層向け活動の一環として、パイロット・ユースセ

ンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムが開発される。

- 成果3：科学技術・防災ラボの効果的活用により、対象県のパイロット・ユースセンターが提供する心理社会的支援を組み込んだ活動への、地震被災者やシリア難民を含む様々な若者のアクセスが増加する。
- 成果4：対象県のパイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動を持続的に実施する体制・仕組みが整備される。

（4）主な活動

成果1：ユースセンターにおける若年層向け活動に関わる人材の心理社会的支援に係る理解・能力が向上する。

- 1-1 「心理的応急処置 Psychological First Aid(PFA)」、「子どものための心理的応急処置 Psychological First Aid for Children(PFA-C)」、「I Support My Friends (ISMF)」の研修計画（ToT プログラム、自己評価・経験共有方法、実施方法、普及方法、予算計画、ユースリーダー・心理士向け着任前・職員研修への組み込みの方向性を含む）を作成する。
- 1-2 青年・スポーツ省所属の心理士のうち、パイロット・ユースセンターの若者向け活動に協力可能な心理士を選定する。
- 1-3（1-2で選定された心理士を対象に）PFA/PFA-C/ISMF のトレーナー育成研修（TOT）を実施する。
- 1-4 パイロット・ユースセンターにて若年層向けプログラムを実施するユースリーダーやサービスプロバイダー（新任・現任を含む）を対象に、育成されたトレーナーによるチャイルドセーフガーディング及び PSEAH を組み込んだ PFA/PFA-C/ISMF 研修を実施する。
- 1-5 PFA/PFA-C/ISMF 研修を受講し、ユースセンターで心理社会的支援を組み込んだプログラムに従事するユースリーダー及びサービスプロバイダーが JICA の協力の下、自己評価及び経験共有ワークショップを実施する
- 1-6 活動1-4と活動1-5の結果に基づき、研修ニーズを評価する。
- 1-7 PFA/PFA-C/ISMF の研修計画を更新し、青年・スポーツ省の教育・研究・調整総局に提供する。

成果2：対象県での実証を通じ、若年層向け活動の一環として、パイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラムが開発される。

- 2-1 高校生・大学生の年齢層を対象とした、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを準備する。特に、「I Support My Friends」等の Peer to Peer の PFA 手法やチャイルドセーフガーディング、PSEAH を組み込むことを検討する。
- 2-2 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」標準パッケージを、1-4

で研修したユースリーダーや心理士と共にパイロット・ユースセンターで試行する。

- 2-3 試行結果を踏まえ、「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを改善する。
- 2-4 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の普及に関する計画（実施体制を含む）を策定する。
- 2-5 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」のファシリテーターを育成する。
- 2-6 改善された「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを1-4で研修したユースリーダーや心理士と共にパイロット・ユースセンターで実施する。
- 2-7 「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の実施教訓を取りまとめる。

成果3：科学技術・防災ラボの効果的活用により、対象県のパイロット・ユースセンターが提供する心理社会的支援を組み込んだ活動への、地震被災者・シリア難民を含む様々な若者のアクセスが増加する。

- 3-1 ユースセンターにおける若年層へのアウトリーチを拡大するためのモデル活動案を検討する。具体的には、①ユースセンター外へのアウトリーチ活動、②ユースセンターの既存活動への心理社会的支援の組み込み
- 3-2 指定されたパイロット・ユースセンターに科学技術・防災ラボを設置する
- 3-3 対象県のパイロット・ユースセンターの若年層の利用実態や心理社会的支援の課題、ユースセンターの管轄地域の若年層の男女分布やアウトリーチ状況に関するベースライン調査を実施する。その際、難民や地震被災者等の傾向に留意する。
- 3-4 調査結果を踏まえ、各パイロット・ユースセンターの状況に応じたモデル活動案の導入方針を決定する。
- 3-5 パイロット・ユースセンターと各活動の計画を行う。その際、将来的な持続性を勘案し、できる限り青年・スポーツ省やユースセンターの予算・リソースや、各県の施設・サービス等の有効活用や関連活動との連携可能性を検討する。
- 3-6 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動を実施・モニタリングする。
- 3-7 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係る事前・事後調査を行う。
- 3-8 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係るエンドライン調査を行う。
- 3-9 パイロット・ユースセンターにおけるモデル活動に係る好事例・教訓を取りまとめる。
- 3-10 3-8及び3-9の結果を踏まえ、ユースセンターがモデル活動を導入するための実施方法や好事例を含むマニュアルを作成する。

成果4：対象県のパイロット・ユースセンターにおいて、心理社会的支援を組み込んだ

若年層向け活動を持続的に実施する体制・モデルが開発・維持される。

- 4-1 中央・県・ユースセンターの各レベルにおける心理社会的支援を組み込んだ若年層向け活動に関する実施・モニタリングメカニズムを設計する。
- 4-2 パイロット対象地で利用可能な専門的な心理社会的支援サービス提供のための指針・推奨事項を提供する。
- 4-3 パイロット対象地でユースリーダーや活動に関わる心理士に対し、パイロット事業地での専門的心理社会的サービス提供機関や人材に関する情報の周知を図る。
- 4-4 JICA と協働でパイロット・ユースセンター間の経験共有ワークショップを開催する。
- 4-5 JICA 支援の下、PFA/PFA-C/ISMF 研修計画（成果1）及び「心理社会的支援を組み込んだ防災教育プログラム」の標準パッケージを含む心理社会的支援を組み込んだ活動実施マニュアル（成果2、3）を全国のユースセンターに配布する。
- 4-6 心理社会的支援を組み込んだ活動事例や成果を含め、コミュニティ（親や学校）や若年層の難民・被災者等に広報する。

5. 前提条件・外部条件

（1）外部条件

トルコへの更なる難民の大規模流入等によって難民への反感の増幅が生じない。また、大幅な治安の悪化や致死率の高い感染症の流行等が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「ペルー国人権侵害及び暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト（2005年～2008年）（事後評価実施：2016年）」及び「中華人民共和国四川大地震復興支援こころのケア人材育成プロジェクト（2009年～2014年）（事後評価実施：2019年）」の2件の技術協力プロジェクトが実施されている。多数の長期専門家等により実施された技術協力プロジェクトの教訓を、本件にそのまま適用することは困難だが、例えばリファーラルシステムとカスケードシステムを並行して整備したことによる相乗効果など、本案件の活動時に示唆となる事項も多いため、これら案件での成果や教訓を参照する。

7. 評価結果

本事業は、以下の理由から事業の実施意義は高い。

- ・ トルコ政府の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針等に合致する。「人間の安全保障」や SDGs の目標3（健康と福祉）への貢献が期待される。
- ・ また、本案件はトルコ国内のシリア難民も裨益者として包摂していくものであり、2023年12月に開催されたグローバル難民フォーラムにおける日本政府のプレッジ（MHPSS サービスへのアクセス促進支援）や国際動向とも整合している。

- ・ 実施機関である青年省のニーズ（心理社会的課題に加え、震災等に対するレジリエンス向上）及び最終受益者である若者のニーズに対応している。
- ・ 日本では、1995 年の阪神・淡路大震災や 2011 年の東日本大震災をきっかけとする災害復興からの（子どもを含めた）心理社会的支援の知見・経験を有しているため、協力の優位性が高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3年後 事後評価

以上